

平成 30 年 12 月 14 日

指定管理者の指定について（練馬区立白百合福祉作業所）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立白百合福祉作業所の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区豊玉北五丁目14番6号 新練馬ビル5階
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会
会長 大江 義 宏

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成30年4月5日 第1回指定管理者選定小委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議）

4月17日 第2回指定管理者選定小委員会
（施設実地調査の実施）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 平成30年度第1回指定管理者選定委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）
（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として

	特定)
6月27日	企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）
7月19日	申請書類受付（経営状況に関する部分）
7月25日	経営診断委託
7月26日	申請書類受付（事業計画に関する部分）
8月31日	第3回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリング実施） （申請団体の評価、採点）
11月2日	平成30年度第5回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）
12月14日	平成30年第四回定例会 （指定管理者指定議案議決）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を経営した結果、地域に根差した施設運営やこれまで積み上げてきた運営ノウハウを基に利用者支援の向上が今後も期待できること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が練馬区立白百合福祉作業所を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 安定性・継続性

借入金がなく、短期的な財務支出がないため、借入金の返済能力が高い。

また、自主的運営努力および経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

就労継続支援B型事業において、施設利用者が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、作業環境の整備や地域との交流、意欲向上のための利用者ミーティングなどを継続的に実施している。また、長年の施設運営で培った地域ネット

ワークを活用し、地域企業との作業連携や地域での販路拡大を進めている。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。情報管理を徹底するため、研修会を開催し周知するとともに、チェックリストを用いて自己点検を行っている。

法人情報の積極的な公開に努め、予算・決算、事業計画・報告、役員名簿、現況報告など法令に定めたものを公開するなど、法人運営の透明性が確保されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規程等を定め、適正に運用している。また、役員等の構成は適正であり、理事会等は定期的で開催されている。

様々な分野において専門性を発揮できるよう、職種や経験に応じて計画的に必要な研修を実施するほか、育成面談を通じて職員の質の向上を図っている。

法人の「苦情解決規程」に沿った対応を図るとともに、利用者・家族が要望等言いやすい環境づくりに努めている。

(3) 施設運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、現在のサービス水準の維持・向上を図るため、健康・医療への細やかな対応や福祉サービスの利用支援、地域交流など、多様な事業を実施してきた法人のノウハウを生かす提案がある。

業務ごとに細かなマニュアルを用意し、業務の標準化を図っている。また、マニュアルの内容を実態に合わせて随時改善し、職員間で共有することで、サービスの質の向上につなげている。また、利用者の主体性や個性を尊重し、公平公正な対応を行うため、施設独自に「利用者支援の基本姿勢」を定め、日頃から支援の留意点を明確にするとともに、支援会議において各職員がチェックリストを用いた振り返りを行う仕組みを構築している。

法人内研修を充実させるとともに、外部研修にも積極的に参加することで、職員の専門性や人権意識・倫理の向上を図っている。

(4) 運営経験を生かした取組

これまでの作業所運営において、利用者の抱える課題に対して、法人内各部署と連携し、利用者の地域生活に必要な支援や情報提供を行っている。今後も、利用者が安心して通所できるよう、利用者の地域生活における要望や困りごとに対して、利用者本人や家族とともに考え対応していく提案がある。

利用者が近隣小学生を見守る「しらゆり見守りウォーキング」や、町会等の地域団

体と連携して行う駅前清掃活動など、利用者が主体となるような地域交流を継続して行い、障害者や施設への理解につなげるとともに、地域貢献に積極的に取り組む提案がある。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

緊急連絡体制の整備を行い、ケース記録やグループ会議等で情報を共有し、区や法人本部へ速やかに報告できる体制を取っている。また、危機管理マニュアルを定め、適宜見直しや確認をしながら、職員全員が共通認識のもとで対応している。

利用者やボランティアが施設内の安全チェック等を行う「白百合安全委員会」を継続的に開催し、利用者目線での気付きを施設の安全管理に生かす提案がある。

(6) 効率的な管理運営

法人内の各部署との連携による情報提供の充実や地域団体等と協力した地域活動の展開など、地域資源の活用に取り組む法人の特徴を生かした質の高いサービスの提案がある。

自主製品等の開発や作製において、専門的知識や技術を持った人材を配置し、工賃アップと職員やボランティアの負担軽減を図るなど、事業に必要な人材を柔軟に採用していく提案がある。また、座席の向きや配置を工夫するとともに、活動を行うための領域を視覚的に分かりやすく整理するなど、利用者の障害特性に合わせた作業空間を提供する提案がある。

(7) 施設特性に応じた提案

障害特性に応じた支援を充実するため、イラストや写真を用いた説明やスケジュールの事前提示など、利用者が安定してプログラムに参加できるよう配慮するとともに、利用者の自主性や能力、個性が発揮できる作業を提供することで利用者の自信と意欲の向上を図る提案がある。また、利用者の感性を引き出すさをり織りの実施や利用者が描いたイラストを用いた新商品開発の検討など、自主生産品による工賃アップの提案がある。

重度化、高齢化に対応するため、ケース会議の実施や研修への参加等により、専門的知識の獲得、支援のスキルアップに継続して取り組んでいる。また、法人内外の専門機関との連携を強化し、家族や利用者の状況の変化に速やかに対応する提案がある。

(8) 地域への貢献

職員の採用に当たっては、災害・緊急時対応も考慮し、地域に精通した区民雇用

を推進していく考えがある。また、再委託や物品等の購入についても、区内事業者の活用を優先していく考えがある。

地域の見守り活動や駅前清掃、商店街等が主催する祭への参加など、利用者が幅広い世代の地域住民と交流する機会を継続して実施し、地域への啓発と安心安全のまちづくりに貢献していく提案がある。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立白百合福祉作業所）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点	12点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	50点	40点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点	32点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 施設特性に応じた提案	(1) 障害特性に応じた利用者支援の取組 (2) 重度化、高齢化に対応した利用者支援の取組	20点	16点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	160点